

社会福祉法人 隅之城福祉協会

〔 昭和 39 年 12 月 17 日
厚生省取扱第 503 号認可 〕

改正

昭和 50 年 2 月

| | |
|----------------------------|------------------------------|
| 昭和 52 年 6 月 厚生省取扱第 857 号認可 | 平成 19 年 3 月 子ども第 139 号認可 |
| 昭和 53 年 5 月 県児第 25 号認可 | 平成 19 年 11 月 子ども第 49 号認可 |
| 昭和 61 年 5 月 厚生省取扱第 375 号認可 | 平成 21 年 10 月 青参画第 36 号認可 |
| 昭和 61 年 5 月 厚生省取扱第 375 号認可 | 平成 23 年 8 月 青参画第 14 号認可 |
| 昭和 62 年 3 月 厚生省取扱第 278 号認可 | 平成 25 年 8 月 薩摩川内市指令障第 30 号認可 |
| 昭和 63 年 11 月 青婦第 933 号認可 | 平成 28 年 3 月 |
| 平成 4 年 10 月 青女第 775 号認可 | 平成 28 年 12 月 |
| 平成 6 年 3 月 青女第 158 号認可 | 平成 30 年 6 月 16 日 |
| 平成 8 年 4 月 児福第 2 号認可 | 令和 元年 6 月 16 日 |
| 平成 10 年 3 月 児福第 2 号認可 | |
| 平成 12 年 7 月 児福第 4 - 5 号受理 | |
| 平成 13 年 9 月 児福第 10 号認可 | |
| 平成 16 年 1 月 児福第 38 号認可 | |
| 平成 18 年 7 月 子ども第 1 号認可 | |

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身とともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 2 種社会福祉事業

イ 保育所の経営

ロ 一時預かり事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人隅之城福祉協会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、

無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県薩摩川内市隈之城町1434番地隈之城保育園に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を鹿児島県薩摩川内市青山町3586-4番地青山保育園と薩摩川内市勝目町5315-71番地勝目保育園に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

又、第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬については、特に支給しない。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。評議員会の日額4,000円。
- 3 前1・2項に関しては、評議員会において決定する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令の定めにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 8人
 - (2) 監事 3人
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求めこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。

- 2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

(役員の解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 役員の報酬については、特に支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。理事会の日額は、4,000 円。
- 3 前 1・2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議において定める。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき。(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めにより、議事録を作成する。

2 議事録に署名又は記名押印する者は、当該理事会に出席した理事長及び監事とする。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 鹿児島県薩摩川内市隈之城町字城1434番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 隈之城保育園 園舎1棟 (699.20平方メートル)
- (2) 鹿児島県薩摩川内市青山町字島田3586番地4所在の鉄筋コンクリート陸屋根平屋建 青山保育園 園舎1棟 (362.97平方メートル)
- (3) 鹿児島県薩摩川内市青山町字島田3586番地4, 3636番地1、3586番地4先所在の鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建 青山保育園園舎1棟 (180.00平方メートル)
- (4) 鹿児島県薩摩川内市勝目町字外園原5315番地71所在の鉄筋コンクリート造 陸屋2階建 勝目保育園 園舎1棟 (720.00平方メートル)
- (5) 鹿児島県薩摩川内市隈之城町字城1434番地所在の隈之城保育園敷地 (1,861.92平方メートル)
- (6) 鹿児島県薩摩川内市隈之城町字城1434番地所在の隈之城保育園敷地 (196.65平方メートル)
- (7) 鹿児島県薩摩川内市青山町字島田3586番地4所在の青山保育園敷地 (784, 16平方メートル)

- (8) 鹿児島県薩摩川内市青山町字島田3636番地1所在の青山保育園敷地
(1, 238.52平方メートル)
 - (9) 鹿児島県薩摩川内市勝目町字外園原5315番地71所在の勝目保育園
敷地 (2, 290.03平方メートル)
- 3 その外財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されている金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、薩摩川内市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、薩摩川内市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(強調融資に係る担保に限る)。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認をうけなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計画書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認をうけた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつて終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総務の3分2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を見て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、薩摩川内市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事故に係るものを除く）を受け入なければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を薩摩川内市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人隈之城福祉協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 池之上 義 盛 |
| 理 事 | 江 口 慎三郎 |
| 理 事 | 橋 口 重 己 |
| 理 事 | 木 場 貞 秋 |
| 理 事 | 飛 田 房 |
| 理 事 | 猿 渡 健 世 |
| 理 事 | 遠 矢 文 夫 |
| 理 事 | 松 尾 シズエ |
| 理 事 | 前 田 己 一 |
| 監 事 | 園 田 義 秀 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |

附 則

昭和 50 年 2 月 1 日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 木 場 貞 秋 |
| 理 事 | 江 口 慎三郎 |
| 理 事 | 小 城 貞 次 |
| 理 事 | 遠 矢 文 夫 |
| 理 事 | 福 田 富 次 |
| 理 事 | 白 川 英 静 |
| 理 事 | 竹 山 虎 吉 |
| 理 事 | 前 原 千鶴子 |
| 理 事 | 木 原 恵 |
| 監 事 | 園 田 義 秀 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |

附 則

〔昭和52年6月14日
厚生省収児第857号認可〕

昭和51年8月10日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 木 場 貞 明 |
| 理 事 | 小 城 貞 次 |
| 理 事 | 原 口 三 郎 |
| 理 事 | 白 川 英 静 |
| 理 事 | 東 高 志 |
| 理 事 | 木 原 恵 |
| 理 事 | 阿久根 丈 治 |
| 理 事 | 萩 原 健 一 |
| 理 事 | 前 田 己 一 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |
| 監 事 | 永 田 篤 義 |

附 則

〔昭和53年5月19日
県児第25号認可〕

昭和52年11月18日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 前 田 己 一 |
| 理 事 | 原 口 三 郎 |
| 理 事 | 小 城 貞 次 |
| 理 事 | 東 高 志 |
| 理 事 | 仁 札 国 市 |
| 理 事 | 木 場 貞 秋 |
| 理 事 | 菌 山 助 弘 |
| 理 事 | 萩 原 健 一 |
| 理 事 | 松 元 喜代子 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |
| 監 事 | 永 田 篤 義 |

〔昭和61年5月26日
厚生省収児第375号認可〕

附 則

昭和55年11月14日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 前 田 己 一 |
| 理 事 | 原 口 三 郎 |
| 理 事 | 小 城 貞 秋 |
| 理 事 | 平 山 彦 一 |
| 理 事 | 仁 礼 国 市 |
| 理 事 | 堀之内 庄 二 |
| 理 事 | 竹 山 正 徳 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 堀之内 俊 秀 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |
| 監 事 | 永 田 篤 義 |

附 則

昭和59年4月1日定款変更時の役員は、次のとおりである。〔昭和61年5月26日
厚生省収児第375号認可〕

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 前 田 己 一 |
| 理 事 | 原 口 三 郎 |
| 理 事 | 福 山 明 |
| 理 事 | 平 山 彦 一 |
| 理 事 | 坂 下 光 夫 |
| 理 事 | 萩 原 健 一 |
| 理 事 | 竹 山 正 徳 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 堀之内 俊 秀 |
| 理 事 | 平 山 武 徳 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |
| 監 事 | 永 田 篤 義 |

附 則

昭和61年5月13日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 前 田 己 一 |
| 理 事 | 原 口 三 郎 |
| 理 事 | 竹 山 晋 弘 |
| 理 事 | 平 山 彦 一 |
| 理 事 | 坂 下 光 夫 |
| 理 事 | 萩 原 健 一 |
| 理 事 | 竹 山 正 徳 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 浜 田 勝 美 |
| 理 事 | 富 永 正 人 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |
| 監 事 | 福 重 昭 雄 |

〔昭和62年3月27日
厚生省収児第278号認可〕

附 則

昭和62年5月14日定款変更時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 前 田 己 一 |
| 理 事 | 原 口 三 郎 |
| 理 事 | 竹 山 晋 弘 |
| 理 事 | 平 山 彦 一 |
| 理 事 | 坂 下 光 夫 |
| 理 事 | 萩 原 健 一 |
| 理 事 | 竹 山 正 徳 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 浜 田 勝 美 |
| 理 事 | 福 山 明 |
| 監 事 | 青 崎 国 藏 |
| 監 事 | 児 玉 雄太郎 |
| 監 事 | 福 重 昭 雄 |

〔昭和63年11月19日
県 婦 第933号認可〕

附 則

平成4年5月29日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

平成4年10月26日
青女 第775号認可
青少年女性課扱い

理事長 永井利夫
理事 竹山森久
理事 原口光雄
理事 小牟田忠治
理事 遠矢文朗
理事 萩原健一
理事 下水流実
理事 原園和紀
理事 上城修一
理事 竹山晋弘
監事 東平次
監事 石井豊
監事 池田政二

附 則

平成6年1月31日定款変更時の役員は、次のとおりである。

平成6年3月31日
指令青女 第158号

理事長 永井利夫
理事 原口光雄
理事 有馬公男
理事 末永俊雄
理事 堀之内又一郎
理事 下水流実
理事 小牟田忠治
理事 有馬一吉
理事 大楠和則
理事 竹山晋弘
監事 東平治
監事 石井豊
監事 池田政二

附 則

平成 8 年 4 月 25 日
指令児福 第 2 号

平成 8 年 3 月 15 日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 永 井 利 夫 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 有 馬 公 男 |
| 理 事 | 末 永 俊 雄 |
| 理 事 | 島 田 守 一 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 藤 崎 瞳 子 |
| 理 事 | 松 門 史 朗 |
| 理 事 | 大 楠 和 則 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 東 平 次 |
| 監 事 | 石 井 豊 |
| 監 事 | 池 田 政 二 |

附 則

平成 10 年 9 月 21 日
指令児福 第 2 号

平成 10 年 3 月 14 日定款変更時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 永 井 利 夫 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 末 永 俊 雄 |
| 理 事 | 脇 田 満 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 有 馬 公 男 |
| 理 事 | 佐 多 瑞 穂 |
| 理 事 | 尾 曲 祐 一 |
| 理 事 | 上 田 忍 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 石 井 豊 |
| 監 事 | 池 田 政 二 |
| 監 事 | 坂 元 堤 |

附 則

平成12年5月25日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

平成12年7月11日
児福 第4-5号

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 永 井 利 夫 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 末 永 俊 雄 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 富 永 一 文 |
| 理 事 | 佐 多 瑞 穂 |
| 理 事 | 上 田 忍 |
| 理 事 | 柳 田 克 己 |
| 理 事 | 森 木 サチ子 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 石 井 豊 |
| 監 事 | 坂 元 堤 |
| 監 事 | 島 田 守 一 |

附 則

平成13年9月29日定款変更時の役員は、次のとおりである。

平成14年5月8日
指令児福 第10号

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 永 井 利 夫 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 末 永 俊 雄 |
| 理 事 | 富 永 一 文 |
| 理 事 | 佐 多 瑞 穂 |
| 理 事 | 小 迂 雄 二 |
| 理 事 | 今 井 浩 生 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 石 井 豊 |
| 監 事 | 島 田 守 一 |

平成16年1月30日
指令児福 第38号

附 則

平成15年5月28日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 永 井 利 夫 |
| 理 事 | 原 口 光 雄 |
| 理 事 | 末 永 俊 雄 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 富 永 一 文 |
| 理 事 | 佐 多 瑞 穂 |
| 理 事 | 小 辻 雄 二 |
| 理 事 | 柳 田 克 己 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 石 井 豊 |
| 監 事 | 氏 郷 基 正 |

平成18年7月28日
指令子ども 第1号

附 則

平成17年5月26日定款変更時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 永 井 利 夫 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 富 永 一 文 |
| 理 事 | 堀之内 盛 良 |
| 理 事 | 森 木 サチ子 |
| 理 事 | 脇 田 満 |
| 理 事 | 蒲 地 友 巳 |
| 理 事 | 柳 田 克 己 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 氏 郷 基 正 |
| 監 事 | 森 山 卓 美 |

平成19年3月20日
指令子ども 第139号

附 則

平成19年3月6日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 脇 田 満 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 森 木 サチ子 |
| 理 事 | 堀之内 盛 良 |
| 理 事 | 前 田 繁 |
| 理 事 | 福 富 則 義 |
| 理 事 | 新 屋 保 |
| 理 事 | 新 山 瞳 雄 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 氏 郷 基 正 |
| 監 事 | 森 山 卓 美 |

平成19年11月26日
指令子ども 第49号

附 則

平成19年10月31日定款変更時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 脇 田 満 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 堀之内 盛 良 |
| 理 事 | 森 昭 彦 |
| 理 事 | 福 富 則 義 |
| 理 事 | 東 努 |
| 理 事 | 加 藤 政 文 |
| 理 事 | 新 山 瞳 雄 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 氏 郷 基 正 |
| 監 事 | 森 山 卓 美 |
| 監 事 | 柳 田 克 己 |

附 則

平成21年10月9日
青参画 第36号

平成21年3月14日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 脇 田 满 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 堀之内 盛 良 |
| 理 事 | 森 昭 彦 |
| 理 事 | 福 富 則 義 |
| 理 事 | 東 努 |
| 理 事 | 鶴 崎 祥 一 |
| 理 事 | 新 山 瞳 雄 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 氏 郷 基 正 |
| 監 事 | 森 山 卓 美 |
| 監 事 | 柳 田 克 己 |

平成23年8月10日
青参画 第14号

附 則

平成23年3月14日定款変更時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 脇 田 满 |
| 理 事 | 正 岡 憲 一 |
| 理 事 | 堀之内 盛 良 |
| 理 事 | 小牟田 一 朗 |
| 理 事 | 福 富 則 義 |
| 理 事 | 北 村 一 夫 |
| 理 事 | 天 辰 满 彦 |
| 理 事 | 新 山 瞳 雄 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 白 川 良 圓 |
| 監 事 | 氏 郷 基 正 |
| 監 事 | 森 山 卓 美 |
| 監 事 | 堀之内 信 子 |

附 則

平成25年8月29日
薩摩川内市指令障第30号

平成25年8月10日定款変更当時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 堀之内 盛 良 |
| 理 事 | 屋 宜 節 男 |
| 理 事 | 西牟田 啓 |
| 理 事 | 東 郷 貞 雄 |
| 理 事 | 赤 崎 弘 熙 |
| 理 事 | 大 迫 豊 昭 |
| 理 事 | 高 江 則 義 |
| 理 事 | 新 山 瞳 雄 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 白 川 良 圓 |
| 監 事 | 氏 郷 埼 正 |
| 監 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 松 迫 秀太郎 |

平成29年 1月 4日
薩摩川内市指令子第8号

附 則

平成28年3月19日定款変更時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 赤 崎 弘 熙 |
| 理 事 | 尾 宜 節 男 |
| 理 事 | 西牟田 啓 |
| 理 事 | 新 原 春 二 |
| 理 事 | 東 郷 貞 雄 |
| 理 事 | 大 迫 豊 昭 |
| 理 事 | 松 崎 健太郎 |
| 理 事 | 福 元 美智子 |
| 理 事 | 福 丸 公 夫 |
| 理 事 | 鈴 木 清 美 |
| 監 事 | 堀之内 信 子 |
| 監 事 | 松 迫 秀太郎 |
| 監 事 | 橘 木 広 司 |

附 則

この定款は平成29年4月1日から施行する。

ただし、第5条で定める評議員数は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、4名以上とする。

附則

(施行期日)

この規則は、令和元年6月16日から施行する。

附則

令和元年6月16日の定款変更時の役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 新 原 春 二 |
| 理 事 | 東 郷 貞 雄 |
| 理 事 | 屋 宜 節 男 |
| 理 事 | 山 口 浩 二 |
| 理 事 | 松 尾 隆 昭 |
| 理 事 | 福 丸 公 夫 |
| 理 事 | 岩 月 優 子 |
| 理 事 | 鈴 木 清 美 |
| 監 事 | 平 野 謙 二 |
| 監 事 | 福 元 美智子 |
| 監 事 | 松 迫 秀太郎 |